

1. 経緯等

- 令和2年4月、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図る「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行により、都道府県・指定都市に内部統制に関する方針の策定等が義務付けられた。
- 法施行1年前の平成31年3月、総務省は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として、主として都道府県・指定都市を想定し、内部統制制度を導入及び実施する際に参考となる基本的な枠組みや要点等を示した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下本研究会において「自治体ガイドライン」という。）を公表した。
- 自治体ガイドラインでは「公表された内部統制評価報告書や内部統制制度を取り巻く状況の変化等を踏まえ、改正法の施行後2年を経過した日を目処に、総務省において、本ガイドライン等の見直しについての検討を開始する」とこととされた。

2. 見直しに向けた取組について

- 見直しにあたって、令和4年3月に「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」を実施。
- 調査項目のうち内部統制制度の導入・運用状況のとりまとめを、同年10月に総務省HPに公表 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000850612.pdf)
- 本研究会では、同調査における未公表項目である「ガイドラインに対する意見募集」の結果や、本年4月に自治体ガイドラインの基本的枠組の立案において参考とした民間ガイドライン※が改正されたことを踏まえ、見直しを検討する。

※「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」。

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)により平成20年に上場会社に導入された内部統制報告制度の運用のため、企業会計審議会が示した基準及び実施基準である。(本研究会を通じて「民間ガイドライン」という。)

3. スケジュール(案)

- | | | |
|-----------|--------|---|
| 令和5年7月10日 | 第1回研究会 | ・「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」等を踏まえた見直しに関する論点提示 |
| 11月頃 | 第2回研究会 | ・改正案の提示 |
| 令和6年2月頃 | 第3回研究会 | ・改正案のとりまとめ |